

学校粗大ごみ等収集運搬・処分業務委託（単価契約） 仕様書

- 1 履行場所 岡山市立 幼・小・中・義務教育・高等学校及び学校給食センター等
幼稚園33園 小学校87校 中学校37校 義務教育学校1校 高校1校
学校給食センター8センター 保健体育課指定場所1か所（詳細別表参照）
- 2 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 業務内容 学校園等から排出される粗大ごみ等を収集運搬及び処分する。
(机、椅子、ロッカー、遊具、楽器、小型家電を含む電化製品、木、鉢、タイヤ
など)
- 4 収集方法
 - ・各学校園等から提出された要望書を、毎月末に教育委員会保健体育課及び幼保
運営課がとりまとめ、受託業者宛に通知する。
 - ・受託業者は、該当の各学校園等を巡回し、粗大ごみを回収する。
 - ・収集日については要望のあった学校園等と直接調整すること。※R7年度実績 140回/年（見込み）
- 5 処分方法
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令を遵守し、適正な処分をする
こと。
- 6 処理数量 予定総量 165,000 キログラム 以内
- 7 支払等
 - ・収集した学校ごとの数量を合算し、確定した段階において、契約単価に確定
数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該金額に
1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て）とする。
 - ・受託者は、持込施設で発行された計量証明書を添付した完了通知書及びマニ
フェストを教育委員会に提出すること。教育委員会は、報告書を受理した日
の翌日から10日以内に、受託者の行った委託業務について検査を行うもの
とする。
 - ・受託者は、検査に合格した後、市に対し速やかに該当収集分の委託料の請求
書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- 8 その他
 - ・産業廃棄物と一般廃棄物が混在した状態で排出されるのでその場合には適切
に分別処分すること。
 - ・収集時、車両積込後に総量（キログラム）を、計量証明事業者、または計量
証明検査を受けた計量器で計量の上、業務完了通知書にその計量証明書を添
付すること。
 - ・排出物や集積場所の状況により、下見を要する場合がある。
 - ・パワーゲート付、ユニック付車両を必要とする場合や、サッカーゴール等、
現地で解体、切断が必要な場合がある。